

令和7年2月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(㊦)第4298号不当利得返還請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和5年(㊦)第19016号)

口頭弁論終結日 令和6年12月12日

5

判 決

東京都港区西新橋一丁目2番9号日比谷セントラルビル14階

控 訴 人 一般社団法人文化芸能国際交流機構

同代表者代表理事 安 良 岡 清 作

同訴訟代理人弁護士 中 村 英 示

10

東京都千代田区六番町15番地

被 控 訴 人 特定非営利活動法人消費者機構日本

同 代 表 者 理 事 佐 々 木 幸 孝

同訴訟代理人弁護士 仲 居 康 雄

渡 邊 洋 二 郎

堀 川 直 資

15

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要(略称は、原判決の例による。)

- 1 被控訴人は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(特例法)2条10号にいう特定適格消費者団体である。

25

本件は、被控訴人が、米国ニューヨーク市のカーネギー大ホール(本件ホー

ル)において令和2年3月11日に開催予定であった合唱フェスティバル(本件フェスティバル)の主催者である控訴人に対し、控訴人との間で本件フェスティバルに参加して演奏する契約を締結して演奏参加費を支払った消費者(本件各対象消費者)に対し負担する本件フェスティバルを開催して本件各対象消費者を合唱団演奏者として参加させる債務が、新型コロナウイルス感染症の影響で本件フェスティバルが延期されたことにより、当事者双方の責めに帰することができない事由により履行不能となったため、反対給付である演奏参加費の支払義務は平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「改正前の民法」という。)536条1項により消滅し、控訴人が支払を受けた演奏参加費は法律上原因のない利得であると主張して、特例法3条1項2号及び同項柱書に基づき、控訴人が本件各対象消費者に対し、同消費者が控訴人に支払った演奏参加費相当額の不当利得返還債務及びこれに対する履行請求をした日の翌日から各支払済みまで改正前の民法所定の年5分(ただし、履行請求の翌日が令和2年4月1日以降である場合は民法所定の年3分)の割合による遅延損害金の支払義務を負うことの確認を求める共通義務確認の訴え(特例法2条4号)を提起した事案である。

原審は、本件各対象消費者が控訴人に対し申込書を送付し演奏参加費を支払ったことにより、本件各対象消費者と控訴人との間で、控訴人が本件フェスティバルを開催し本件各対象消費者を合唱に参加させる債務を負う契約が締結されたと認め、令和2年3月6日頃、ニューヨーク市長が日本からの入国者に対して入国後14日間の待機を要請し、本件ホールが日本からの入国者の立入りを制限したことによって、上記債務は当事者双方の責めに帰することのできない事由により履行不能となり、演奏参加費相当額は改正前の民法536条1項に基づき不当利得として返還すべきものとなったところ、控訴人の利得は未だ消滅したとはいえないと判断し、被控訴人の請求を全部認容した。控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、後記3に控訴人の当審における補充主張を追加するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の1及び2（原判決2頁19行目冒頭から6頁17行目末尾まで）のとおりであるから、これを引用する。

3 控訴人の当審における補充主張

(1) 契約関係について

合唱団演奏者に対し本件フェスティバルの案内リーフを配布して募集を行い、合唱団として合唱演奏を成立させるべく演奏曲の選定、練習を実施していたのは指導指揮者であり、合唱団演奏者は指導指揮者からの説明・指示によりニューヨークへの渡航を中止する旨の判断を行ったものであることから、合唱団演奏者である本件各対象消費者と控訴人との間には契約関係はなく、本件各対象消費者と契約関係にあるのは指導指揮者である。このことは、控訴人に対し返金を希望する文書を送付しているのが、合唱団演奏者約100名のうち特定の合唱団（コア・クライス・セリ）に所属する9名のみであることから裏付けられる。

(2) 履行不能について

合唱団演奏者の最大の目的は、大音楽家及び名演奏家が歴史的な初演、名演を行い、音楽家の最高の憧れの舞台であり、出演の機会が非常に得難い唯一無二のコンサートホールである本件ホールへの出演であり、本件フェスティバルの核心部分は、本件ホールで観客を入れて多数の合唱団が参加して合唱を行う点にあるから、令和2年3月11日という開催日は重要ではなく、本件フェスティバルの開催日が延期されただけであり、履行不能にはなっていない。

(3) 現存利益について

令和2年3月11日に本件フェスティバルが開催されなかったことにより、控訴人は決算書のとおり1000万円以上の赤字が生じ、大幅な債務超

過となった(乙21、22)。これは、本件ホールに支払った使用料が返金されなかったこと及び円安による為替損失によるものであり、控訴人に現存利益はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は、共通義務確認訴訟の訴訟要件を満たし、かつ、全て理由があると判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」第3の1及び2(原判決6頁19行目冒頭から15頁12行目末尾まで)のとおりであるからこれを引用する。

2 控訴人の当審における補充主張に対する判断

(1) 第2の3(1)の主張(契約関係)について

本件フェスティバルの参加申込書の名宛人及び送付先は控訴人であり、演奏参加費の振込先は控訴人名義の口座であり、演奏参加費の領収証も控訴人名義で作成され、本件フェスティバルの主催者は控訴人であること等から、控訴人が、合唱団演奏者に対し、合唱団演奏者から演奏参加費の支払を受ける対価として本件フェスティバルを開催して参加させる債務を負う旨の意思表示をしたものであって、控訴人が本件各対象消費者との間で本件フェスティバルを開催して参加させる契約を締結したと認められることは、引用する原判決の「事実及び理由」第3の2(2)イウのとおりである。

指導指揮者が、自らが指導する合唱団演奏者に対し、本件フェスティバルへの参加を募り、本件フェスティバルの演奏曲の選定や練習を行ったのは、主催者である控訴人との覚書(乙12、13)等に従ったものであり、本件ホールが日本からの入国者の立入りを制限したこと等を説明したのも(甲9、12、乙26、弁論の全趣旨)、指導指揮者としての行動であり、控訴人と本件各対象消費者との契約の存在と矛盾する出来事とはいえないから、これを否定する根拠とはいえない。また、日本の合唱団参加者のうち演奏参加費返金の希望を控訴人に直接伝えたのが特定の合唱団の9名のみであるからとい

って、返金を希望しているのが上記の者に限られると認めることはできないし、上記事実関係の下で、契約当事者が控訴人であることを否定する根拠にはならない。

(2) 第2の3(2)の主張（履行不能）について

契約上の債務が履行不能となったといえるかは、契約及び取引上の社会通念により判断すべきである（民法412条の2第1項参照）。そして、控訴人と本件各対象消費者との契約において、本件ホールで演奏を行うことが重要な要素であったことは控訴人の主張するとおりである。

他方で、本件各対象消費者が本件ホールで演奏するには、日本から米国ニューヨーク市へ渡航して練習及び演奏をする必要があり（原判決第2の1(2)、第3の2(1)イ）、そのためのスケジュール調整、費用の負担及び体調意欲の維持管理が必要となるから、開催日として提示された令和2年3月11日に実施されることも、契約及び取引上の社会通念に照らし、重要な要素であるといえる。

したがって、新型コロナウイルス感染症の影響で、日本からの入国者が本件ホールに同日立ち入ることができなくなったことにより、控訴人と本件各対象消費者との契約における控訴人の債務は、契約及び取引上の社会通念に照らし、履行不能となったといえる。

(3) 第2の3(3)の主張（現存利益）について

控訴人は、演奏参加費は、本件ホールの使用料に充てたり、指導指揮者に対する演奏料（乙12、13）に充てたりし、為替損失もあるため、現存していない旨主張するが、上記支出を裏付けるに足りる送金記録、領収証、契約書や交渉記録といった証拠を提出しておらず採用できない。また、上記に充てるため費消し、その際に為替損失が生じたとしても、控訴人が支払うべき債務（外貨建て債務を弁済する際の為替損失分を含む。）の弁済による消滅という形で控訴人に利得が現存しているといえる。したがって、控訴人の主

張するところを考慮しても、控訴人において利得が現存していないとは認められない。

- 3 以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官

永谷典雄

永 谷 典 雄

裁判官

伊藤由紀子

伊 藤 由 紀 子

裁判官

吉田光寿

吉 田 光 寿

これは正本である。

令和 7 年 2 月 6 日

東京高等裁判所第 2 1 民事部

裁判所書記官 石 村 千 青